

# 営業許可書

指令東保 第 31-292 号  
令和 1 年 10 月 15 日

住所又は主たる  
事務所の所在地 埼玉県比企郡吉見町下細谷96

氏名又は名称 ヴィタリス製薬株式会社  
代表取締役 浦部 一之 様

埼玉県東松山保健所長 平野 宏和



令和 1 年 9 月 25 日 付けで申請のあつた食品営業については、食品衛生法第 5 2 条 の規定により、下記のとおり許可する。

記

1 営業所の所在地 埼玉県比企郡吉見町下細谷96

2 営業所の名称、屋号又は商号 ヴィタリス製薬株式会社

3 許可事項

営業施設符号 61・347・014655

営業の種類	許可の有効期間						許可の条件
	年	月	日から	年	月	日まで	
菓子製造業	1	10	15	2	3	31	
	[	以	下	余	白	]	

教 示

- 審査請求について  
この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。  
ただし、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 取消訴訟について  
この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県知事です。  
ただし、この処分があつたことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。